

# 年金あれこれ

## 安心して学生生活を送るために

### 【学生納付特例制度】

平成23年度に学生納付特例制度の承認を受けたかたで、引き続き平成24年度も同じ学校に在学されるかたにつきましては、日本年金機構から送付される学生納付特例申請書（ハガキ）に必要事項をご記入のうえ、返送することにより平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）についても学生納付特例申請を行うことができます（学生証の写しなどを添付する必要はありません）。

ただし、在学中に20歳に到達し学生納付特例を希望されるかた、在学される学校に変更のあるかたなど、学生納付特例申請書（ハガキ）が送られていないかたは、窓口での申請が必要となりますので、手続きを行ってください。

学生には、学生本人の前年の所得が118万円（給与収入で約194万円）以下の場合、保険料の納付が卒業まで猶予されます。

しかし、以下の点に注意が必要です！

- ①この期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。
- ②10年以内に追納すると、通常に納付したのと同じこととなります。
- ③障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。
- ④毎年度申請が必要です。（一部不要）

## 保険料を納めるのが経済的にキビしい30歳未満のかたへ

### 【若年者納付猶予制度】

30歳未満の第1号被保険者のかたには、本人と配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請をし、承認されると保険料の納付が猶予される制度があります。

しかし、以下の点に注意が必要です！

- ①この期間は、老齢基礎年金を受けるために必要な期間（受給資格期間）に算入されますが、年金額には反映されません。
- ②10年以内に追納すると、通常に納付したのと同じこととなります。
- ③障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。
- ④申請が必要です。

## 保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

# これからの家庭教育

## ～家庭はすべての教育の出発点～

子どもたちにとって「家庭」は安らぎのある楽しい居場所であり、社会へ巣立っていくために欠かせない場所であり、親の笑顔が子どもの笑顔をつくります。



### ～家庭教育はすべての教育の出発点～

家族のふれあいを通して、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たしています。例えば、毎日の生活の一場面。皆さんのご家庭では、どのように過ごしていますか？

- いつも家族で「おはよう」「ただいま」「おやすみ」などのあいさつを習慣にしている。
- 早寝早起きを心がけている。
- 朝ごはんは家族一緒に食べる。
- 学校での出来事などについて、子どもとよく話をする。
- テレビやゲームの時間などのルールを、親子で話し合っ決めていく・・・。

家庭は、子どもたちが最も身近に接する社会。常に子どもの心のよりどころとなるものです。少し立ち止まって、日常の家庭での生活を振り返ってみませんか。